広島県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 Ш 理 恵

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

 \mathcal{O} 広 島県教育委員会事務局等決裁規程(昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号 一部を次のように改正する。

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

第二条 五一八(各)主査及び係長をいう。主査及び係長をいう。 (定義) 教育次長、 改 アター長、課長は が務指導監、経 、課長は 、課長、セン 正 後 課長補佐、 センター **羟補佐、主幹、** 経営企画監、 社会教育 第二条 几 (定義) 事管理監、兴 を いう。長、 <u>±</u> 副センター長、課導監、校務指導監、 職員管理監、社

文、部長、課長、 改 正 課長補佐、 経営企画監、 前 社会教育監、 センター 主幹、

(教育次長の専決事項)

第六条 略)

五略

七九月 博物館法 第十 略) 略) 条第二項の規定による命令 六年法律第7 百 十

第六条の二 課長等の専決事項 (略)

2 • 略)

4 専決事項について専決することができる。て、別表第一に掲げる課長及びセンター長の審理監及び経営企画監は、所掌事務に関し

> | た、果受浦左、主幹、主査及び係長校務指導監、経営企画監、課長代理、副セ監、職員管理監、社会考証と

略)

(教育次長の専決事項)

第六条 略)

_ 五略

略)

六・七 略)

課長等の専決事項)

第六条の二

2 • 3

ついて専決することができる。一に掲げる課長及びセンター長の専決事項に経営企画監は、所掌事務に関して、別表第・3 (略)

の欄に掲げる事項について専決することがでも、当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げ1 (略) 2 1 きる。

る職にある者 ・ 当分の間、職

8

理決裁について特別な定めをすることができてとができるセンター所長及び参与の所掌事務に係る代乳幼児教育・生涯学習担当部長、広島県立教定にかかわらず、学びの変革推進部における定にかかわらず、学びの変革推進部におけるり―13 (略) る。

15 • 16 略)

別表第一 (第六条の二関係)

	-1		ار ا
- - *	- - -	部長専決事項	
田	各	事 項	(かり フノン
	三十丘 (各)	項 ター長専決事 課長及びセン	
	1——1—— (各)	係長専決事項	
			_

附 則

に掲げる事項について専決することができる。に掲げる事項について、別表第一部長専決事項の欄学習課について、別表第一部長専決事項の欄学習課について、別表第一部長専決事項の欄等では、広島県教育委員会組織規則第五条の間、職の設置規則附則第三項に掲げ1 (略) 2 1

7 3

8 に掲げる事項について専決することができる。推進部の部生涯学習課の項部長専決事項の欄当分の間、総括官は、別表第二学びの変革

14 9

めをすることができる。
の所掌事務に係る代理決裁について特別な定総括官、広島県立教育センター所長及び参与定にかかわらず、学びの変革推進部における定にかかわらず、学びの変革推進部におけるり―13 (略)

15 16

別表第一 (第六条の二関係)

		5
一十九 (略)	専	
一三十五(略)		/ 0
	係長専決事項	

定等	三十七(略)
の利用停止決の規定による項又は第二項	停止決定等人情報の利用による保有個第二項の規定

		准 恋	学		<u></u>
		進 変 部 革 推	学びの	(略)	部課の区分
		課 学 生習 涯	(略)	(鮥)	の区分
	略)		(略)	(略)	略:
(三) 第二十条の規の共消	でによる変更届 の受理及び変更 の受理及び変更 ではよる変更届	(一) 第十五条の規 一(略)	(略)	(略)	課長専決事項

別表第三(第六条の二関係)

		_	, <i>/</i> .
(略)	地方機関等の長	専決者	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
(略)	二 個人情報の保護に関する法律第八二 個人情報の保護に関する法律第八二 個人情報の開示決定等、同法第十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等及による保有個人情報の開示決定等及による保有個人情報の保護に関する法律第八 規定による保有個人情報の開示決定等	専決事項	() () () () () () () () () ()

		進 変 部 推	学びの	(略)	部課の区分
		課学生習涯	(略)	(略)	の区分
	略)		(略)	(略)	(略)
(二) 第十五条の規(二) 第十五条の規	登録の受理及び変更による変更届	(一) 第十三条の規	(略)	(略)	課長専決事項

				J.
(略)		地方機関等の長	専決者	万才等三人参ランシの一個作
(略)	二 広島県個人情報保護条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十一条第一項又は第三項の規定によ	(盤)	専決事項	多の二 [] (6)

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和五年四月一日から施行する。